

綾部市地域包括支援センター委託事業に関する
公募型プロポーザル 実施要領

1 事業の趣旨・目的

高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも過ごすことができるように、介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の46の規定に基づき、地域包括ケアの中心的な役割を担う地域包括支援センターの運営等を行う法人を募集する。

2 募集概要

（1）業務名

綾部市地域包括支援センター委託事業

（2）業務内容

別紙「綾部市地域包括支援センター委託事業仕様書」のとおり

（3）履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

（4）募集圏域

募集圏域は次のとおりとし、応募できる圏域は、原則1法人につき1圏域とする。

圏域名	センター名称	担当区域
西部地域	綾部市西部地域包括支援センター	豊里・物部・志賀郷
中部地域	綾部市中部地域包括支援センター	東八田・西八田・吉美・綾部・中筋
東部地域	綾部市東部地域包括支援センター	奥上林・中上林・口上林・山家

（5）委託上限額

募集圏域ごとの委託上限額は、次のとおりとする。

圏域名	上限額 (消費税非課税)	内訳
西部地域	34,560 千円	令和9年度：11,520 千円 令和10年度：11,520 千円 令和11年度：11,520 千円
中部地域	67,662 千円	令和9年度：22,554 千円 令和10年度：22,554 千円 令和11年度：22,554 千円
東部地域	34,560 千円	令和9年度：11,520 千円 令和10年度：11,520 千円 令和11年度：11,520 千円

(6) 圏域の概要（令和8年3月31日現在）

圏域名	人口	高齢者数	後期 高齢者	事業 対象者	要介護 認定者	要支援 認定者
東部圏域	2,843 人	1,602 人	1,069 人	34 人	350 人	90 人
中部圏域	21,904 人	7,309 人	4,599 人	185 人	1,128 人	352 人
西部圏域	5,467 人	2,517 人	1,610 人	51 人	394 人	131 人

※準世帯を除く。

3 参加資格

応募提案に参加する者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定する法人で、公募開始の日から契約締結までの日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 応募日現在、綾部市内において介護保険サービスを提供する事業所又は施設を有すること。
- (2) 応募する圏域内に地域包括支援センターを設置できること。
- (3) 福祉分野における事業において、本業務に応募する法人又は本業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により上記(1)の指定の取消し、指定の全部又は一部の効力の停止等の処分を過去5年以内に受けていないこと。
- (4) 法第115条の22第2項各号のいずれかに該当しないこと。
- (5) 保健福祉、防災等地域福祉の幅広い分野・施策において、市及び圏域内の地域団体等と連携できること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (8) 綾部市税・国税の滞納をしている者でないこと。
- (9) 募集期間中に綾部市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力

- 団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて応募提案に参加しようとする者
- (11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1
綾部市福祉部地域包括支援課
電 話：0773-42-4262
F A X：0773-42-0048
メール：chiikihokatsu@city.ayabe.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和 8 年 10 月 26 日～令和 8 年 12 月 4 日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- イ 配布場所及び受付場所
上記(1)の担当部署で配布するほか、綾部市ホームページからダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：令和 8 年 10 月 26 日～令和 8 年 12 月 4 日
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：(1)に同じ。
- ウ 提出方法：持参(平日の午前 9 時から午後 5 時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

5 質疑・回答

(1) 受付期間

令和 8 年 10 月 26 日～令和 8 年 11 月 13 日午後 5 時必着

(2) 質疑方法

持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、4 の(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「綾部市地域包括支援センター業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時

令和 8 年 11 月 20 日

(5) 回答方法

質問への回答は綾部市ホームページに掲載し、個別には回答はしない。

6 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 応募提案書（様式 2）

ウ 価格提案書（様式 3）

エ 法人定款

オ 登記簿謄本

カ 綾部市税の滞納がないことを証明するもの

キ 国税の納税証明書

※エ、オ及びカについては、発行日から 3 か月以内のもの。コピー可

ク 組織図

ケ 賃借対照表

コ 収支計算書

サ 財産目録

シ 地域包括支援センターの配置予定職員一覧

ス 地域包括支援センター事務所平面図

セ 地域包括支援センターの収支計画

(2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された応募提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書の開示請求があった場合は、綾部市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

イ 提出のあった応募提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 応募提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 応募提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙1「評価基準」のとおり

(2) 書類審査の実施

提出された応募書類をもとに、評価基準に基づき書類審査を実施する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した応募提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(5)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表（令和9年1月上旬予定）

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を綾部市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と綾部市との間で、委託内容協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、綾部市会計規則第99条第1項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 応募提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 応募に関して必要な経費は、すべて法人の負担とする。